

よい歯の学校及び口腔衛生功労者表彰要項

（趣 旨）

市民への口腔衛生意識の浸透・向上を図るため、北九州市における歯科保健衛生に貢献し、その功績が特に顕著と認められる学校（園）並びに地域・職域における口腔衛生業務に尽力し、その功労のあった個人を表彰する。

（表彰の対象）

1. よい歯の学校表彰
市立小・中・高・特別支援学校及び幼稚園とする。
2. 口腔衛生功労者表彰
市内における地域・職域での歯科医療関係者とする。

（表彰種別）

表彰種別を次のとおりとする。

- (1) よい歯の学校表彰
 - ① 市長賞（1校）
 - ② 教育委員会賞（6校以内）
- (2) 口腔衛生功労者賞（3名以内）

（選出基準）

1. よい歯の学校（園）
学校（園）における下記の保健活動が、園児・児童及び生徒の保健意識の高揚のため、活動内容が適切に実践され成果をあげていること。
 - (1) 保健組織
 - ① 学校（園）における歯科保健衛生の推進が円滑に行われ、う歯予防等の重点努力目標が明確に定められ年間計画が樹立されている。
 - ② 前記①の目標達成のため地域・学校（園）・学校（園）歯科医及び家庭の協力体制が確立されている。
 - (2) 保健管理
 - ① う歯対策における、積極的な保健活動・健診を行い、う歯半減・抑制運動において高い処置率を達成している。
 - ② う歯の実態を把握するとともに、乳歯・永久歯等の処置について、家庭への健診結果のお知らせ等の適切な指導が行われ、う歯等の処置終了率が年々高まっている。
 - (3) 歯科保健教育
 - ① 保健学習の時間が確保され、児童・生徒の実践活動が意欲的に行われている。
2. 口腔衛生功労者
選出対象者とは、下記のいずれかに該当する者。
 - (1) 広く市民の口腔衛生の普及と向上に努めるとともに多年にわたり口腔衛生意識の伸展のため、後進を指導し、その功績が特に顕著であり人々に深く尊敬される者。
 - (2) 地域・職域で口腔衛生業務にたずさわり、口腔衛生意識の普及と向上のため積極的に活動し、または、離島・へき地及び施設等における歯科保健活動を献身的に実践し、他の模範として認められる者。

（表彰対象からの除外）

市長賞を受賞した学校（園）は、翌年から起算して5年間表彰の対象から除外する。

（表彰の方法）

表彰は、「デンタルフェア」において、表彰（感謝）状及び記念品を授与して行う。

（推 薦）

1. よい歯の学校表彰
選出は、行政区単位に夫々1校とし、区歯科医師会より推薦を受けるものとする。
2. 口腔衛生功労者表彰
各歯科医療関係団体より推薦を受けるものとする。